



ワキタ・レンタルに関する 補償制度 のご案内

お客様各位

レンタカー・レンタル機械等の補償制度ご案内

拝啓 貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承の通り、ご利用頂いておりますレンタカー・レンタル機械におきまして、昨今様々な事故や盗難などが頻発しております為、弊社では、お取引先の皆様の賠償負担の軽減を目的として、レンタカー・レンタル機械につきましの補償制度を設けさせて頂いております。

補償制度の補償内容につきましては、本書に記載しておりますのでご高覧賜りますようお願い申し上げます。

今後補償制度の対象となるレンタカー・レンタル機械等をご利用頂くお取引先の皆様からは、本書料金体系の補償料を申し受けますので、合わせてご高承の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

不測の事故に際して充実した補償を行い、安心して弊社のレンタカー・レンタル機等をご利用頂けるよう、従来のご案内からは若干の補償料改定を実施させて頂いております。

補償制度の内容についてのお問い合わせ、ご質問等がございましたら弊社・営業担当者にご確認くださいようお願い申し上げます。

お取引先の皆様におかれましては、レンタル補償制度充実の趣旨をご理解頂きまして、今後ますます弊社のレンタカー・レンタル機械等をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

もしも事故が発生したら

1 最初に、負傷者の救護措置をしてください。

ケガ人がいる場合、医師、救急車が到着するまで、可能な限り、応急処置をしてください。

2 事故現場の危険防止措置をしてください。

公道での交通事故発生の場合、車両を安全な場所に移動して、続発事故を防いでください。
物損の場合も同様、続発事故防止の、応急措置をしてください。

3 警察への事故の届出をしてください。

- ①自動車事故の場合は必ず警察への届出をしてください。
公道上の交通事故は、道交法第72条により警察への届出が義務づけられています。
(人身事故の場合は、人身事故扱いの届出が必要です。)
- ②盗難事故(機械・車両等)の場合は、“盗難事故”として警察へ届出をしてください。
- ③届出の必要な、官公庁があれば、所定の届出をしてください。

4 事故後ただちに、弊社営業所まで連絡をしてください。

事故の大小にかかわらず、事故の内容を連絡してください。

- ①事故の発生日時
- ②事故の発生場所
- ③お客様=住所/氏名/連絡先(TEL、FAX、担当者名)
運転者=氏名/お客様との関係/運転免許証または資格証のコピー
事故車=レンタル番号または登録番号/損害の内容及び程度
- ④事故の状況
(交通事故の場合、道路の状況、道幅、道路標識、双方の速度など)
- ⑤相手先=住所/氏名/会社名/電話番号等
物損事故=車両損害/損害内容/車名/登録番号/修理工場/電話番号
人身事故=ケガの内容/病院名/電話番号
- ⑥搭乗者にケガのある場合=負傷者名/ケガの内容/病院名/電話番号
(※被害者のケガ人のお見舞いをお願いします。)

ご注意！……

交通事故による過失相殺の場合は(最近の裁判例等に準じて決定します)事故現場などで事故の当事者同士で決めないでください。補償の適用ができないことがあります。

万一、当事者どうしで、示談交渉されても、補償の対象外になる場合があります。
補償対象外となった場合、示談内容が全て補償できないことがあります。

自動車専用 事故受付センター
三井住友海上 ☎フリーダイヤル：**0120-258-365** [ジコハ365日/無料]
休日・夜間を問わず24時間・365日体制で事故受付を行っています。

対物事故については、損害物の写真撮影をしてください。

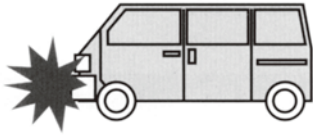
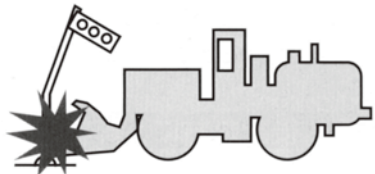
- ・ワキタ補償制度は、平成21年9月1日に作成したものです。
- ・内容については、後日変更する場合があります。
- ・補償制度に関しては、下記の営業所にお問い合わせください。

ワキタ補償制度について

補償制度は、弊社のレンタルサービスをご利用いただくお客様には、必ずご加入いただくことになっています。
 弊社『補償制度』は定められた正しい使用方法で発生した事故を対象としております。
 事故発生が予見される無謀な運転・操作、本来の使用法・能力を逸脱した使用によって生じた損害は対象となりませんので
 ご注意願います。

ワキタ補償制度の概要

3種類の補償制度をご用意

〈車両補償〉	〈動産補償〉	〈賠償責任補償〉
レンタル車両使用中に当該者車両の損害事故及び第三者への賠償責任事故を発生させた場合に適用される補償。	レンタル機械使用中に発生した不慮の事故に因り、当該レンタル機械に損害が発生した場合に適用される補償。	レンタル機械の使用に因り第三者への損害を与え、法律的に損害賠償責任が発生した際に適用される補償。
		

		対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害	車両損害	動産損害
I	レンタカー (高所作業車含む)	○	○	○	○	—
II	現場内工作車 (登録 No. 付)	○	○	—	○	—
	現場内工作車 (登録 No. なし)	○	○	—	—	○
III	一般汎用機械	○	○	—	—	○
	アタッチメント (盗難のみ)	—	—	—	—	○

※万一の事故による、お客様のご負担を考えて、補償制度は、○印に全件自動的に加入させていただきます。

補償料と事故の補償制度お客様負担金がお客様のご負担となります。

※補償料をお支払いいただいていない場合、レンタカー・レンタル機械による 損害金はお客様負担となります。

※一定期間内に事故回数が複数回に及ぶ場合は、補償料・お客様ご負担金が加重され増額になります。

※W レンタル（他社より調達したレンタル機）は調達先の補償内容になります。

※盗難とは警察へ届出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故になります。

【補 償 期 間】 補償期間は弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数を補償いたします。

【補 償 料】 事故補償の為にレンタル期間中（出庫日から入庫日まで） ご負担いただく金額です。

注）上記補償期間全日数分を補償対象とさせていただきます。

【お客様ご負担金】 補償対象事故の際、1 事故ごとのお客様にご負担いただく金額です。消費税は別途申し受けます。

（1 事故とは 1 回の動作で生じた事故です。複数回の事故はご負担金も回数により増額します。）

（同じ現場で、2 回目以降の盗難及び事故の場合は 2 倍となります。）

【休 業 補 償】 レンタル機械及び車両の全損・修理期間中の休業損害については別途請求させていただく場合があります。

【被 補 償 者】 補償制度に加入していただいたお客様や、弊社及びお客様が使用を許可した下請け業者等が対象となります。

I. レンタカー補償制度

● 対人・対物・搭乗者・車両損害補償制度

[補償制度の内容]

対人賠償責任	無制限（死亡・後遺障害）
対物賠償責任	1,000万円 お客様ご負担金 10万円
搭乗者傷害	500万円（死亡・後遺障害） 入院 7,500円/日 通院 5,000円/日
車両損害	部分損・全損・盗難 お客様ご負担金 10～100万円

ご注意事項…

- ① バケット内、荷台等に搭乗中は、搭乗者障害補償の対象外となります。
- ② 弊社の補償制度は、損害保険会社と、弊社が契約者となり、お客様が被保険者となる保険契約を締結しております。
- ③ 損害金額が補償金額を超える場合、超えた金額は、お客様のご負担となります。
- ④ 補償制度のお客様負担金は弊社営業所へお問い合わせください。
- ⑤ W レンタル（他社より調達）の場合、調達先の補償内容となります。
- ⑥ 運転される方の免許証確認が必要になります。借受人以外の方が運転する場合、その方の免許証コピーをご提示ください。
- ⑦ なお弊社の補償制度は、一般の車輛保険の内容とは相違する場合がございます。
- ⑧ ご負担金は1事故に対してになりますので複数回の事故はご負担金も回数により増額します。

◎ 補償対象事故

[対人賠償責任補償]

レンタル車両を注1) 通常の運転中に、第三者（他人）に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任（対人賠償責任補償で定められた範囲内）の補償。

[対物賠償責任補償]

レンタル車両を注1) 通常の運転中に、第三者（他人の財物）に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任（対人賠償責任補償で定められた範囲内）の補償。

[搭乗者傷害補償]

レンタル車両の正規乗車位置に乗車中の方が、注1) 通常の運転中の事故によって死亡されたり、身体に後遺障害、傷害を被ったときの補償。傷害時には医療補償金として、通常生活が可能になるまでに要した入院費及び通院日数（事故の日から180日を限度）の補償。

[車両損害補償]

1. レンタル車両を注1) 通常の運転中に発生した事故による損害。
2. レンタル車両を保管中及び使用中における火災による損害。（地震が原因による火災は除く）
3. レンタル車両を保管中及び使用中における風水災による損害。
4. レンタル車両を保管中及び使用中における盗難による損害。
5. レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害。

注1) 通常の運転中に発生した事故とは、定められた、正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意または、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

◎◎◎【補償対象の事故例】◎◎◎

1. 道路を走行中、飛び出してきた人と接触してケガを負わせてしまった。（対人賠償責任補償）
2. 赤信号で停止中、後続車に追突されて、運転手がケガをし、治療のため10日間通院した。（搭乗者傷害補償）
3. 信号のない交差点で、出会頭に他車両と接触し双方が破損した。（対物／車両補償）
4. 急な下り坂で、轍にハンドルをとられ側壁に接触、車体を破損させた。（車両補償）

× 補償対象外事故

[対人賠償責任補償・対物賠償責任補償]

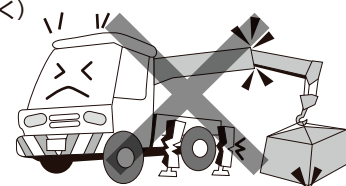
1. 警察へ事故届けが出されていない場合。
 2. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
 3. 賠償責任補償で取り決めている賠償額を超える分の損害補償。
 4. 事故の被害者が、事故を起こした人の父母／配偶者／子供／同居親族／会社の同僚／共同作業従事者の場合。
 5. 加入者の請負っている工事対象物の損害。(建築中の建物を破損した等)
 6. 加入者の会社／下請業者／共同作業従事者が所有・使用・管理する財物の損害補償 注2)
 7. 運転者の会社 (JV 及び共同作業従事者を含む) 及び個人が所有・使用・管理する財物の破損補償。
- 注2) 弊社からレンタル中の車両で他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

[搭乗者傷害補償]

1. 治療に要した実費。
2. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害。
3. 明らかな故意・重過失による後遺障害または傷害。
4. 限度額 500 万円以上の後遺障害の補償額。(補償額は程度によります)
5. 正規の乗車位置以外 (バケット内・荷台等) に乗車中の事故による後遺障害、または傷害。

[車両補償]

1. 所轄の警察へ事故届けが出されていない場合。
2. 不適当な管理状況 (鍵を付けたままでの放置等) での盗難による損害。
3. 詐欺、横領による損害。
4. 部品等の部分盗難。(タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗難にあった等)
5. 常識的な始業点検を怠った使用によるもの。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等)
6. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
7. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用 (クレーンの吊り上げ重量制限を超えた使用等)、及び不適当な使用 (用途外の使用) により生じた横転、ブーム折損等の損害。
8. 許容範囲を超えた作業や、高所作業車のブームで鉄骨等を押さえたり支えたりする作業等で、生じた損害。
9. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等。
10. 過積載により生じた損害事故。(積載重量オーバーによる荷台やシリンダー破損)
11. 故障損害や、その他の電氣的・機械的損害。(エンジン焼付き、シフトダウンによるオーバーラン等)
12. 廻送費用・入れ替え費用及び転落事故等による車両の引き上げ費用。(クレーン代等)
13. 塗料・生コン・アスファルトの付着等の汚損や、溶接火花による損害。
14. クレーン付車両・高所作業車のブームやアウトリガー、ダンプアップしたまま定位置に格納しない事により発生した損害。
15. 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害。
16. 凍結による損害。(ラジエター、ウォーターポンプ等、但し凍結によるスリップ事故は除く)
17. クラッチ板等の摩耗焼付やトランスミッション (変速機) 単体の損害。
18. 高さ制限を超えたことによる損害。(車両及び積載したレンタル機)
19. 走行中の飛び石による損害 (フロントガラス等の損傷)
20. サイドブレーキ及び車止め等の設置不良・不備に起因する損害
21. エンジンオーバーランによる損害
22. 積載物の荷締め不備により生じた損害 (荷台や鳥居部分等の損傷)



例

車両、車両に付属する機械の能力、クレーンの吊り上げ重量制限を超えた横転、ブーム折損等の損害。

× × × 補償対象外事故例 × × ×

1. 過負荷な状態でのクレーン作業によるブームの歪み、折損、横転損害。
2. レンタル車両の鍵を、サンバイザーにはさんで現場に保管していて盗難にあった。
3. 軟弱地盤で、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった。
4. レンタル車両のタイヤがパンクした。
5. クレーンの格納を忘れ、トンネルにクレーン部分をぶつけて破損した。
6. クレーン車の装着ラジコンを自車で踏みつけ破損した等、ラジコン単体の破損や盗難。
7. 溝にはまったダンプをショベルで引き出そうとして、車両が破損してしまった。
引き出そうとして発生した車両の損傷は、事故扱いではないため対象外。
8. バッカー車 架装部分単独の破損は対象外
9. クレーンで立木を引き抜く等、用途外の行為で発生した損害 (ブーム折損・横転)
10. 高さ制限3.3mの高架を走行し積荷が接触したことにより車両が破損。

Ⅱ. 現場内工作車補償制度（自走式高所作業車を含む）

[補償制度の内容]

対 人 賠 償 責 任	1 名 1 億円（死亡・後遺障害） 1 事故 2 億円	ご負担金 10～30 万円
対 物 賠 償 責 任	3,000 万円	
車 両 損 害（登 録 No. 付） 動 産 損 害（登録 No. なし）	部分損・全損・盗難	ご負担金 10～120 万円

◎ 補償対象事故

工事（作業）現場においてレンタル機械での作業中に操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により、負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲内）の補償。

ご注意事項…

- ①お客様と、お客様の現場において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先使用させていただきます。
- ②人身事故の場合は、自動車保険／自賠責保険／労災保険／労災上乗せ保険を優先使用させていただきます。
- ③[注意] 示談につきましては、弊社と相談の上、お客様が進めていただきます。弊社へ届け出なしに示談された場合、補償できない場合があります。
- ④ご負担金は 1 事故に対してになりますので複数回の事故はご負担金も回数により増額します。

◎◎◎ 補償対象事故例 ◎◎◎

1. クレーンで旋回中、電線に触れ、切断してしまった。
2. 水道工事以外の現場で、油圧ショベルで掘削中、水道管を破損した。
3. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損した。
4. 油圧ショベルで操作中、通行人と接触し、負傷させた。
5. ローラーで作業中、操作を誤って民家の塀を破損した。

× 補償対象外事故

1. 重大な法令違反によって生じた損害。
2. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
3. 注 3) 事故の被害者が、事故を起こした人の父母／配偶者／子供／同居家族／会社の同僚／下請業者／共同作業従事者の場合。
4. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物の損害補償。注 4)
5. 同じ現場に従事する他者の財物を破損した場合。（他者の自動車を破損した等）
6. 加入者の請負っている工事対象物の損害。（建築中の建物を破損した等）
7. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
8. バケット、ツース等消耗品やガラス単体、管球類（ライト等）の損害。
9. 常時地面に接する部分の損害。（ゴムクローラー、キャタピラ、タイヤ、排土板等）
10. 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事において。
 - a) 土地の沈下・隆起・移動・振動、土砂崩れ等による土地の工作物（収容物等含む）、植物及び、土地の損害についての損害賠償責任。
 - b) 土地の軟弱化または土地の流失もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
11. 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害補償。
12. 機械の能力を超えた過負荷運転や無理、乱暴な使用による損害。（許容荷重を超えた状態で旋回したことにより横転）

注 3) 対象は「第三者」に発生した損害になります。事故の相手が加入者、元請け、下請けの管理財物の場合は補償制度の適用は受けられません。実際の事故に関しましては、請負契約の形態・賠償責任関係について、精査の上判断させていただきます。

注 4) お客様が他社からのレンタル中の機械を破損した場合補償対象にはなりません。

× × × 補償対象外事故例 × × ×

1. 油圧ショベルのクレーン吊り作業中に起きた横転による損害。
2. 油圧ショベルのバケットで杭打ち作業を行い、シリンダーが曲がった。
3. 油圧ショベル使用中、シリンダーのストロークエンドの使用でシリンダー・リンク、Hリンクが曲がった。
4. 油圧ショベルで作業中、自機のガラス単体を破損した。
5. クレーン仕様の油圧ショベル及びクローラークレーンでの吊り上げ荷重オーバーによりアーム・ブームが破損した。
6. 油圧ショベルで、下請けのダンプに積み込みを行っている時に、ダンプのボディを破損した。
7. 油圧ショベルが転倒し、作業現場付近の店舗の入り口をふさいでしまい、休業補償を求められた。
8. 事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合。
9. 油圧ショベルで破砕機を使用中、無理にこじめる等の損傷の原因になる行為。
10. その他、ブレーカーを水や泥の中で使用したり、リンクピンの止め忘れによるリンクシリンダーの破損。
11. ミニショベルをダンプに積み込む際の短尺や外れ止めのない歩み板等を使用した横転。

【例】弊社レンタル機械をA社に貸出した場合の適用範囲

7

Ⅲ. 一般汎用機械・動産補償制度

対 象 機 械	発電機・コンプレッサー ウエルダー・測定機等	アタッチメント
補 償 内 容	部分損・全損・盗難	盗難のみ
お 客 様 ご 負 担 金	1～100 万円	10～40 万円

◎ 補償対象事故

1. レンタル機械の運送中の事故による損害。
2. レンタル機械の通常作業中に起こった事故^{注5)}による損害。
3. レンタル機械の保管中、作業中の現場内における火災による損害。(地震を原因とする火災を除く)
4. レンタル機械の保管中、作業中の現場内における風水災による損害。
5. レンタル機械の保管中、作業中の現場内における盗難^{注6)}による損害。
6. レンタル機械の保管中、作業中の現場内におけるいたずらによる損害。

注5) 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故のことです。
故意により発生した事故は、通常作業中の事故とはなりません。

注6) 盗難とは警察への届出をおこない、警察にて盗難事故として受理された事故です。
同一現場で2回以上盗難事故が発生した場合はお客様のご負担金は、2倍となります。

※ご負担金は1事故に対してになりますので複数回の事故はご負担金も回数により増額します。

× 補償対象外事故

1. 所轄の警察へ盗難届が出されていない場合。
2. 危険行為による損害。(事故が予見できる行為)
3. 詐欺、横領、窃盗、強盗等の不誠実行為による損害。
4. 不適当な管理状況での盗難による損害。(カギを付けたまま保管等)
5. 部品の部分盗難。(バッテリーのみ盗難にあった等)
6. 置き忘れ、紛失、滅失による損害。
7. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等)
8. 燃料の種類及び混合比を間違えた事による、エンジンの焼き付け損害。
9. 電氣的・機械的による損害。(お客様の不注意によるエンジン焼き付け等)
10. 製造元が定める「正しい使用法」以外で使用中に発生した損害。
11. 潮風や海の波しぶき等の塩害、サビ・カビ・腐敗等その他自然の消耗による損害。
12. 凍結による損害。(凍結した状態で作動させた事によるポンプ破損等)
13. ガラス・ゴムベルトの単独破損。
14. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
15. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、解体工事、碎石作業の事故。
16. 廻送費用・入れ替え費用及び転落事故等による機械の引き上げ費用。(クレーン代等)
17. ハウス・トイレの転倒等による対人・対物事故。



例 詐欺・横領、窃盗、強盗等の不誠実行為による損害。



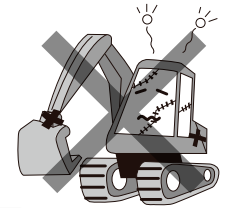
例 置き忘れ、紛失による損害。

× × × 補償対象外事故例 × × ×

1. トレーラー式コンプレッサーを車止めせずに坂道に設置していたら勝手に動き出して、川へ転落し破損した。
2. コンプレッサー使用でモルタル等が逆流し、エンジン他内部を破損してしまった。
3. 風通しの悪い空間(倉庫等)で発電機を使用したため、オーバーヒートし、エンジンを破損してしまった。
4. 鉄粉等が浮遊する区間で発電機を使用し、発電体がショートして焼けてしまった。
5. 台風が来ることがわかっていたにもかかわらず回避義務を怠ったために、風水災事故が発生した。
6. 強風によりハウスが転倒し第三者の車を破損した。
7. 海岸や温泉地での使用による電気配線や内部端子等の腐食。
8. 燃料・アドブルー等の入れ間違いによるエンジンの破損。
9. 発電機の複電圧設定切り替え誤りによる損害(出力電圧200/400V設定ミスによる機械破損)

×××【ワキタ補償制度共通対象外規定】×××

1. 「ワキタ補償制度」に加入されていない場合。
2. 弊社の「建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
3. 事故発生時の連絡が遅延した場合や原因が曖昧で正確な事故状況が確認できない場合。
4. 度量なる破損等を連絡なく放置して使用した場合の損害。
5. 被補償者の業務に従事中の使用人に対する損害。
6. 被補償者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定あるいは、取り決めがある場合、その約定あるいは取り決めにより加重された賠償責任。
7. 無断で転貸し、発生した損害。
8. 車両系運転技能修了資格・運転免許証・クレーン操作等、法令で定められた運転及び操作資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
9. レンタル機械および車両を無断で改造または装置取り付け等を行った場合や、行った結果の事故による損害。
10. 使用者の故意、重大な過失、または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
11. 不誠実行為（詐欺・横領等）により発生した事故。
12. 戦争、内乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
13. 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
14. 結果が想定できる重過失による事故。
15. 置き忘れ・紛失等による損害。
16. 事故に関わる間接損害。注7)
17. 放射能汚染・塵埃・騒音によって生じた損害。
18. 有害物質（アスベスト類）飛散による損害。
19. 常時地面に接する部分の損害。（履帯、キャタピラ、タイヤ、排打反ローラー等）。
20. 燃料物質等により生じた損害や障害。（燃料・油種・アドブルー等の入れ間違い）
21. 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損額が確認できない場合。
22. 地震・噴火・津波によって生じた損害。
23. 大雨や台風が予測できたにもかかわらず回避義務を怠った事による風水災事故。（水没事故等）
24. 日本国外で発生した事故等。
25. 安全装置の解除や取外し、転倒防止装置の不設置、改造等により発生した損害や事故。注8)
26. 高さ制限表示違反や車幅制限を超えたことにより生じたレンタカー・積載したレンタル機の損害。
27. 移動式クレーンで吊り作業中に起きた横転による損害（許容荷重を超えた状態で旋回したことにより横転）



例 度量なる破損等を連絡なく放置して使用した場合の損害。



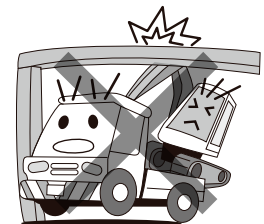
例 故意、重大な過失、または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。



例 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。



例 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損額が確認できない場合。



例 鉄道架線、高架橋、ゲート等高さ及び車幅制限を超えたことによる車両損害とレンタル機損害。

注7) 事故発生時のレンタル機械及び車両の入れ替撤去クレーン・レッカー費用、代替えレンタル機械及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械および車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になったための損害修復費用等。

注8) クレーンの過巻防止装置・過負荷防止装置等安全装置解除・改造による損害。クレーン機能付油圧ショベルでのクレーンモードを無効にした状態での作業による事故。重機などに標準装備されている屋根・ガード等を外したことにより発生した事故等。

Ⅳ. ワキタレンタカーを使用される運転手様へ！

●正しいルールで、安全にワキタレンタカーを運転しましょう！

無免許運転又は飲酒・酒気帯び運転による事故は、補償制度が適用されません。
携帯電話の使用、車間距離不保持など、道路交通法違反による事故が多発しております。
法令を遵守した安全運転に、ご協力をお願いいたします。

[落下物は重大事故に繋がります]

★落下物・荷崩れ・飛散防止などの措置を取り、出発前に点検を！

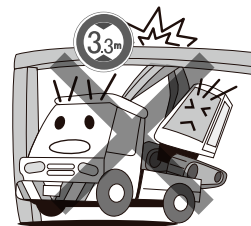
1. 積荷・積込機械に合わせた適切な固縛をしましょう。
2. 土砂や廃材などの運搬にはシートやカバーで覆い飛散ないようにしましょう。
3. 積込・固縛完了後は固縛器具の状態の確認作業を徹底しましょう。
4. 空荷のときも注意しましょう。



[高架下やトンネル等高さ制限のある場所での激突事故が多発]

★高さ制限違反による事故が多発しております！

1. 通行可能か高さ制限の標識を確認しましょう。
2. 車両及び積込機械の高さをチェックしましょう。
3. 過積載はしないようにしましょう。



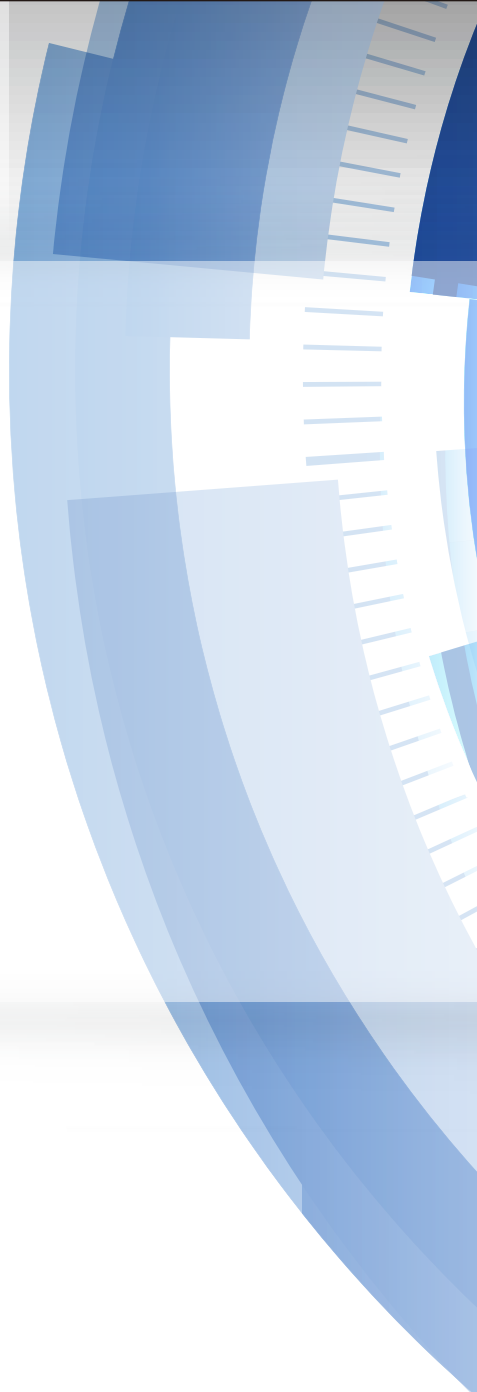
高さ制限を超えたことによる損害（車両及び積載したレンタル機）は補償制度対象外になります。

駐車場内での事故が多発しています！

バックで入庫の際は
より一層の注意を！

コンビニの看板や
ポールへの接触！





 株式会社 **ワキタ**
www.wakita.co.jp